

プレママ・プレパパ講座事業業務委託に係る説明会
質問・回答まとめ

【R8.5.20(水) 説明会】

No.	質問	回答
1	対象者が、親になる予定の夫婦と乳幼児の保護者とあるが、妊娠をしていない方でも対象になるのか。	親になる予定のご夫婦で、これから妊娠を考えている方であれば参加対象になります。